

※当公募要領は、標記年度の下記事業に対してのみ有効です。

平成 25 年 度

戦略的省エネルギー技術革新プログラム

第 1 次公募要領

応募書類受付期間

平成 25 年 2 月 27 日(水)～平成 25 年 3 月 28 日(木)正午 (郵送を含め必着)

受付時間(持参の場合)

10:00～12:00、13:30～17:00 (最終日は正午迄、土・日・祝日を除く)

<お問い合わせ>

独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
省エネルギー部

「戦略的省エネルギー技術革新プログラム」事務局

電子メールアドレス : shouene@ml.nedo.go.jp

【注意】 お問い合わせは必ず電子メールでお願いします。

なお、本公募要領はNEDOのホームページ
(<http://www.nedo.go.jp/>) にも掲載されています。

平成 25 年 2 月

独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
省エネルギー部

目 次

	ページ
1. 事業の概要	1
1-1. 背景	
1-2. 目的	
1-3. 事業内容	
(1) 対象となる「エネルギー」について	
(2) 対象技術について	
(3) 技術開発フェーズについて	
(4) 応募のタイプと開発期間	
(5) 必要とされる省エネルギー効果量	
(6) 対象事業者の要件	
(7) 実施体制の要件	
(8) 交付規程について	
(9) 技術開発費	
1-4. その他	
2. 応募について	7
2-1. 応募の要件	
2-2. e-Rad での応募基本情報の申請	
(1) 所属研究機関の登録とログインIDの取得	
(2) 研究代表者のIDの取得	
(3) 応募基本情報の入力と申請	
(4) 応募基本情報のプリントアウト	
2-3. NEDOへの応募書類の提出	
(1) 受付期間	
(2) 提出方法	
(3) 応募書類及び提案書等様式	
(4) 応募書類作成における注意	
(5) 応募書類の受理	
(6) 公募説明会の実施	
3. 審査について	12
3-1. 審査の過程	
3-2. 審査の基準	
3-3. 審査結果の通知	
3-4. 審査の日程	
3-5. 情報の取扱い	
(1) 秘密の保持	
(2) e-Rad 情報の取扱い	
4. 採択された場合	14
4-1. 助成金の交付申請及び交付決定	

「戦略的省エネルギー技術革新プログラム」に係る第1次公募について
(平成25年2月27日)

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、NEDOという。）は、「戦略的省エネルギー技術革新プログラム」を課題設定型の助成事業として実施するにあたり、平成25年度第1次公募を行います。当該プログラムの基本計画等で示す技術開発を行う事業者を、民間企業等から下記の要領で募集します。

なお、本事業は平成25年度の政府予算に関する方針等により、公募の内容や採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

記

1. 事業の概要

1-1. 背景

平成22年6月に「エネルギー基本計画」が閣議決定され、その中で、2030年に向けた目標の達成に資する省エネルギー技術開発の重要性と、それらの着実な導入普及、及び国際展開が掲げられました。その後、東日本大震災の発生によりエネルギー政策の見直しが行われ、エネルギー基本計画も大幅な改定が予定されています。しかしながら、引き続き、経済成長と両立する持続可能な省エネルギーの実現が重要課題となっており、エネルギー・環境会議においても、対策の一つとして省エネルギーの加速を位置づけられるとともに、総合科学技術会議の平成24年度科学技術重要施策アクションプランにおいても、技術革新による消費エネルギーの飛躍的削減が明記されています。

1-2. 目的

省エネルギー技術は多分野かつ広範に跨るため、「戦略的省エネルギー技術革新プログラム」基本計画、及び平成25年度実施方針に基づき、「省エネルギー技術戦略2011」に掲げる産業、家庭・業務、運輸部門等の省エネルギーに資する重要技術を軸に、戦略的に省エネルギー技術の技術開発を強力に推進し、我が国における省エネルギー型経済社会の構築及び我が国の産業競争力の強化に寄与することを目的としています。

1-3. 事業内容

(1) 対象となる「エネルギー」について

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下、省エネ法）に定められたエネルギー（燃料、熱、電気）に関して、その大幅な使用削減が見込まれる技術の開発を対象とします。（従って、省エネ法に合致しないエネルギーは対象とはしません。）

例えば、総エネルギー量の使用削減を伴わない燃料転換、使用エネルギーの一部を単に、風力、太陽光等の再生可能エネルギーで代替したもの、原子力発電、バイオマス燃料製造などは対象としません。詳しくは、経済産業省資源エネルギー庁のホームページ（下記 URL）及び同ホームページ内に掲載されたパンフレットを参照して下さい。

<http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/080801.htm>

http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/panfu2010_2011.pdf

(2) 対象技術について

「省エネルギー技術戦略 2011」において、我が国のエネルギー消費部門毎に定めた「重要技術」に係わる技術開発テーマを優先的に採択します。

「重要技術」一覧を<添付資料 1>に示しますので、ご確認下さい。

更に、今回の公募では、特に産業、家庭・業務、運輸部門それぞれで適用範囲が広く横断的な取り組みが期待される「次世代型ヒートポンプシステム」、「パワーエレクトロニクス」、「熱・電力の次世代ネットワーク」、及びエネルギー消費量の伸びが顕著な家庭・業務部門での取り組みとして期待度が高い「ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）・ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）」の4つの「重要技術」について、「特定技術開発課題」を設定し、この課題解決を明確に目指している提案は、特別に枠を設け、最も高い優先度で技術開発テーマとしての選定を行います。具体的には、平成 24 年 7 月の技術領域別委員会で設定した 27 の「特定技術開発課題」の内、昨年度第 2 次公募で採択済の 7 課題を除いた 20 の課題を設定します。（但し、4つの重要技術に該当しても、「特定技術開発課題」の解決を目指していない提案はこの限りではありません。）

「特定技術開発課題」一覧を<添付資料 2>に示しますので、ご確認下さい。何れの課題も、指標とその達成目標値を明確に提示すると共に、2017 年を目処に商品化を目指す緊急性の高いものになっています。

上述の内容をまとめると下表のとおりとなります。

採択の優先順位	「重要技術」	提案の内容
1	次世代型ヒートポンプシステム	「特定技術開発課題」の解決を明確に目指した提案（<添付資料 2>）
	パワーエレクトロニクス	
	熱・電力の次世代ネットワーク	
	ZEB・ZEH	
2	次世代型ヒートポンプシステム	「特定技術開発課題」の解決を明確に目指してはいないが、左記の「重要技術」に係わる提案
	パワーエレクトロニクス	
	熱・電力の次世代ネットワーク	
	ZEB・ZEH	
	製造プロセスにおけるエクセルギー損失最小化	左記の「重要技術」に係わる提案
	製造プロセスにおける省エネ促進システム化	
	製品ライフサイクル全体を考慮した省エネプロダクト加速化	
	省エネ型情報機器・システムの進展への寄与	
	快適・省エネヒューマンファクターの活用	
	定置用燃料電池の性能向上	
	次世代自動車の実現	
	I T S の活用	
インテリジェント物流システム構築への寄与		
3	—	何れの「重要技術」にも係わらない提案

(3) 技術開発フェーズについて

技術開発によってその開発リスクや開発段階は異なることから、本事業では次に記載する3つの「技術開発フェーズ」を設けています。提案いただく内容やその段階に応じて、相応しいと思われるフェーズを選択し応募するようにして下さい。

なお、全てのフェーズは助成事業となります。〈添付資料3〉

また、審査の結果、提案されたフェーズとは異なるフェーズへの変更を求めることもあります。

1) インキュベーション研究開発フェーズ

- ・内容 有望な省エネルギー技術について、大学等の技術シーズや、企業のポテンシャルを活用し、課題解決への具体的手法や、事業化の見通しの明確化を図るなど、開発・導入シナリオの策定等を行うために、実用化開発又は実証開発の事前研究を行うものが対象です。
- ・開発期間 1年間を限度とします。
- ・技術開発費上限 2千万円/件・年（NEDO助成分+実施者負担分）
- ・NEDO負担割合 助成率2/3以内

2) 実用化開発フェーズ

- ・内容 省エネルギー型社会の実現に向け、既に企業や大学等が有している技術やノウハウ等をベースとして、省エネルギーに資する応用、転用を図る技術開発であって、本開発終了後、原則として、3年以内に製品化を目指す実用化開発を行うものが対象です。
- ・開発期間 原則2年以内とします。但し、1年間の延長を可能とします。
- ・技術開発費上限 3億円/件・年（NEDO助成分+実施者負担分）
- ・NEDO負担割合 助成率2/3以内

3) 実証開発フェーズ

- ・内容 実証データを取得するといった技術開発など、事業化を阻害している要因の克服、または、より着実な事業化を実現する一助となるものであって、本開発終了後、原則として、速やかに製品化を目指す実証等を行うものが対象です。
- ・開発期間 原則2年以内とします。但し、1年間の延長を可能とします。
- ・技術開発費上限 10億円/件・年（NEDO助成分+実施者負担分）
- ・NEDO負担割合 助成率1/2以内

本事業は、民間企業等が実施する開発リスクがある技術開発に対して、助成金等を交付し実証開発までを支援することで、我が国における省エネルギー技術の普及促進に資することを目的としています。従って、いかなる技術開発フェーズにおいても、提案者による技術開発によらない経営努力等により事業化リスクが回避されるような案件は提案対象とはなりません。

(4) 応募のタイプと開発期間

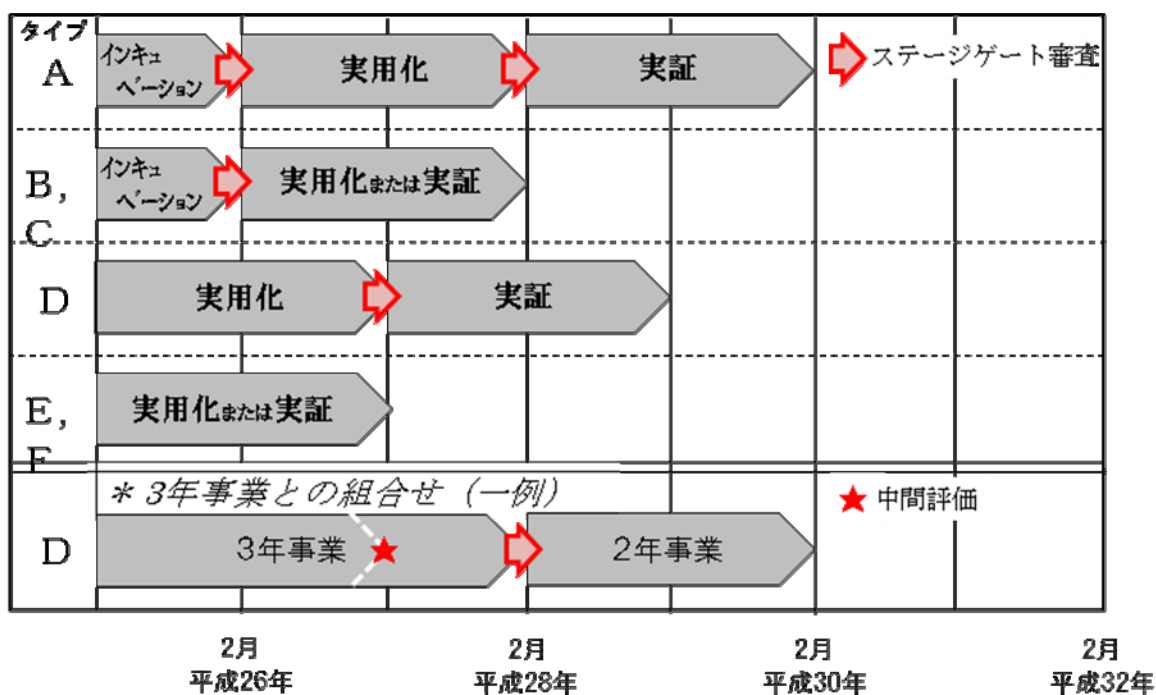
本事業ではステージゲート審査方式を導入し、審査で優れていると評価された案件は、次のフェーズに移行することが可能です。また、インキュベーション研究開発フェーズ以外は、当該フェーズへの単独提案も可能としております。そのため、予め技術開発フェーズの組み合わせを意識して提案して頂くこととなります。以下に組み合わせパターンを列挙しますので、提案内容に合致するタイプを選択して下さい。

ただし、(2) 項の「特定技術開発課題」の解決を明確に目指す提案につきましては、緊急性の高いものであるため、インキュベーション研究開発フェーズから開始することは出来ません。(つまり、タイプD、E、Fからタイプを選択し応募するようにして下さい。)

- ・タイプA：「インキュベーション研究開発」＋「実用化開発」＋「実証開発」
- ・タイプB：「インキュベーション研究開発」＋「実用化開発」
- ・タイプC：「インキュベーション研究開発」＋「実証開発」
- ・タイプD：「実用化開発」＋「実証開発」
- ・タイプE：「実用化開発」
- ・タイプF：「実証開発」

各応募タイプの開発期間について、図1に示します。

図1．開発期間



- 1) 複数の開発フェーズの組合せで応募する場合は、最終の開発フェーズまでの全期間に渡る提案書を提出していただく必要があります(実用化及び実証フェーズは、原則2年ですが、3年間必要なテーマは、その期間分の提案として下さい)。
- 2) 現時点では、2年事業は平成27年(2015年)2月末まで。3年事業の場合は平成28年(2016年)2月末までとする予定です。
- 3) 複数の開発フェーズの組合せで採択された場合は、次の開発フェーズに進むに際してステージゲート審査を受けていただき、その評価結果に基づいて、次の開発フェーズに進むか、または中止するかをNEDOが決定します。

- 4) 3年事業を行う場合は、2年目終了前に中間評価を行い、継続か中止かを判断します。
その評価結果に基づいて、2年目終了を以て助成事業を中止することがあります。

(5) 必要とされる省エネルギー効果量

以下に示す国内における年間省エネルギー効果量（原油換算値）の目標値を見込めることが原則として必要です。

ただし、省エネルギーに有効な技術開発提案を広く受けるため、技術開発費に比した省エネルギー効果量を勘案するといった費用対効果の観点からも審査を実施します。

[目標値]

製品化の後、販売開始から3年後の時点で、2万kL以上
2030年時点で、10万kL以上

{注}

- ・省エネルギー効果量は必ず原油量に換算し、単位を「kL/年」として表記して下さい。
- ・国内における省エネルギー効果量の他に、当該技術開発成果による海外での省エネルギー効果量があれば、国内分とは別に記載して下さい。
- ・省エネルギー効果量の計算方法と算出例を<添付資料4>に示します。

(6) 対象事業者の要件

本事業に応募できるのは、次の①から④に記載された条件を満たす、原則として、日本国内に研究開発拠点を有している企業、大学等の法人とします。但し、国外法人の特別の研究開発能力・研究施設等の活用、国際標準獲得等を目的に、必要な部分に関しては、国外法人との連携により実施することができます。

- ①本事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- ②本事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- ③本事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- ④本事業に係る事業化に対する具体的計画を有し、技術開発終了後、当該技術に係る事業化を主体的に実施する者とする（複数者で構成される体制であれば、事業化能力を有する者が体制内に存在することでも可）。

(7) 実施体制の要件

- ①全開発フェーズにおいて、企業が実施体制に含まれていることが必要です。
技術開発全体のとりまとめの他、NEDOとの調整、並びに委員会等での進捗状況報告を担当していただく「技術開発責任者」を置くことが必要です。
複数の法人で応募される場合、各法人における役割分担及び所要技術開発費を明確にして下さい。
研究開発独立行政法人及び大学等から民間企業への委託等は、原則として認めません。

(8) 交付規程について

本助成事業は、「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程」に基づき実施します。

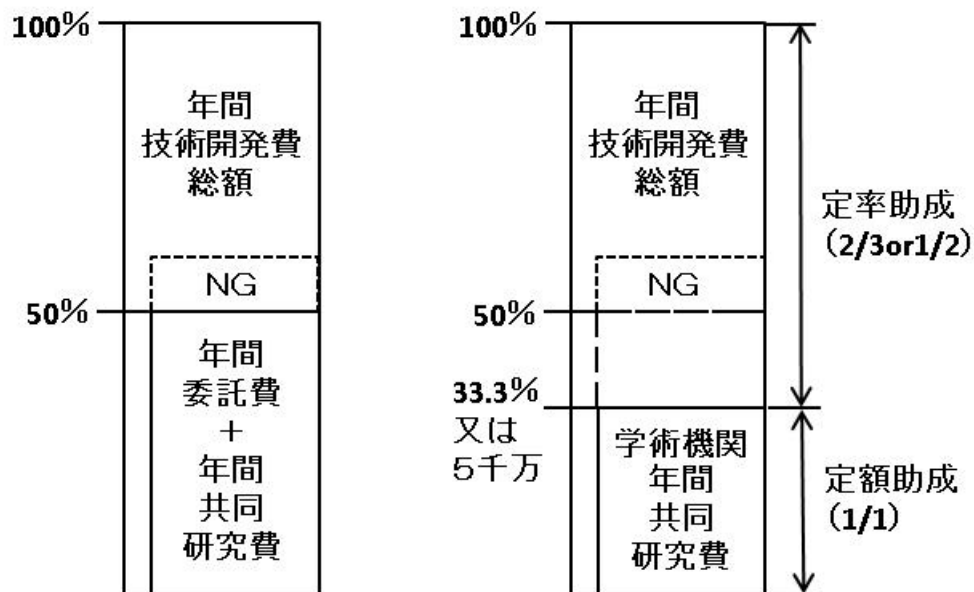
(9) 技術開発費

- 1) 技術開発費の経費項目については、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程に定める経費項目に従って下さい。
- 2) 研究員費（労務費）は、原則として健保等級により算定します。
- 3) 委託先または共同研究先がある場合には、委託費と共同研究費の合計額を年間技術開発費総額の50%未満とすることが必要です。
- 4) 助成事業者（提案者）が学術機関等（国公立研究機関、国立大学法人、公立大学法人、私立大学、高等専門学校、独立行政法人）と共同研究を実施する場合には、同交付規程第6条第2項に基づき、当該共同研究費につきましては定額助成します。
定額助成は、上記の場合に限られます。例えば、上記学術機関等が助成事業者（提案者）となる場合や、助成事業者（提案者）が学術機関等に技術開発の一部を委託する場合は、定額助成とはなりませんのでご注意ください。

*「定額助成」：年間技術開発費総額の1/3未満の額又は5千万円のいずれか低い額を上限額とし、当該経費には助成率は乗じません。

（つまり、NEDOがこの共同研究費を各フェーズの助成率に関わらず100%負担します。）

上記3)、4) 項の内容を図示すると、下記のとおりとなります。



1 - 4 . その他

- 1) 本事業には、【中小企業技術革新制度 (Small Business Innovation Research)】が適用されます。この制度の詳細は、次のURLを参照して下さい。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/sbir/22fy/index.html>

http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq07_sbir.htm

- 2) 本事業には、【ジャパン・スペインイノベーションプログラム】が適用されます。この制度の詳細は、次のURLを参照して下さい。

http://www.nedo.go.jp/activities/AT1_00469.html

2. 応募について

2-1. 応募の要件

上記、「1-3. 事業内容」に記載した内容の全てに同意し、かつ、合致することが応募の要件です。

2-2. e-Rad での応募基本情報の申請 (e-Rad ポータルサイト<http://www.e-rad.go.jp/>)

e-Rad での応募基本情報の申請を、応募受付期間内に完了して下さい。

概略の手続きを以下の (1) ~ (4) に示します。(参考<添付資料5>)

(1) 所属研究機関の登録とログインIDの取得

応募時までに提案者の所属する研究機関(所属研究機関)がe-Radに登録されていることが必要です。また連名提案の場合も、それぞれの提案者の所属する研究機関(所属研究機関)がe-Radに登録されていることが必要です。

所属研究機関で1名、e-Radに関する事務代表者を決めて、事務代表者はe-Radポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を(事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて)行って下さい。

登録されると、ログイン用ID(11桁)、所属研究機関用ID(10桁)、パスワード及び電子証明が発行されます。尚、登録手続きに2週間以上かかる場合があります。詳細はe-Radポータルサイトの「システム利用に当たっての事前準備」を参照してください。

e-Rad研究機関向けページ システム利用に当たっての事前準備

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

e-Rad研究者向けページ システム利用に当たっての事前準備

<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/system/index.html>

(2) 研究代表者(主任研究者)のIDの取得

所属研究機関の事務代表者が、電子証明が格納されたPCを用いてログインし、研究代表者(主任研究者)を登録。ログイン用ID(11桁)、申請用研究者番号(8桁)、及びパスワードを取得します。詳細はe-Rad操作マニュアルを参照してください

e-Rad 研究機関向け操作マニュアル

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/manual/index.html>

e-Rad 研究者向け操作マニュアル

<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html>

(3) 応募基本情報の入力と申請

技術開発責任者が e-Rad のポータルサイトへログインし、公募内容に応じて応募基本情報を入力して下さい。

1 提案につき 1 申請になります。

全ての入力と内容の確認を終え、「応募情報登録確認」画面で提出を行う前の最終的な確認をして下さい。また提案書プレビューボタンで応募内容提案書 PDF ファイルを生成し印刷して下さい。内容に誤りの無いことを確認した後、[実行]ボタンを押して下さい。[実行]ボタンを押すことで、e-Rad への応募申請が完結します。

【研究組織情報の入力】では、[研究代表者]欄に技術開発責任者を、[研究分担者]欄には実施体制に含まれる法人全ての主任研究者(技術開発責任者を除く)と、e-Rad の研究者番号を保有している主要研究員を入力して下さい。

また、応募基本情報の研究開発課題名、研究目的、及び研究概要は、「戦略的省エネルギー技術革新プログラム」に関する応募書類「様式4」の内容を簡潔にまとめ、公表できる内容として記入して下さい。

なお、応募基本情報の詳細内容は e-Rad 操作マニュアルを参照してください。

(4) 応募基本情報のプリントアウト

前記(3)で作成された応募内容提案書ファイル(pdf形式)のプリントアウト全ページ分を、他の応募書類とともにNEDOへ提出して下さい。詳細は、e-Rad ポータルサイトの研究者向けページ及び操作マニュアルを参照して下さい。

注意 e-Rad での応募基本情報の申請において、電子証明発行遅れ及び電子証明インストール不具合等、外的要因によるやむを得ない事情により e-Rad への電子申請が期限に間に合わない場合は、必ず事前に「戦略的省エネルギー技術革新プログラム」事務局に相談して下さい。

なお、電子申請以外の提案書類の提出は必ず期限前に行って下さい。

2 - 3 . N E D O へ の 応 募 書 類 の 提 出

(1) 受付期間

平成 25 年 2 月 27 日(水)～平成 25 年 3 月 28 日(木)正午(郵送を含めて必着)

受付時間(持参の場合) 10:00～12:00、13:30～17:00 (最終日は正午まで。土曜・日曜・祝日を除く)

応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は N E D O ホームページにてお知らせします。

尚、メール配信サービス (<http://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>) にご登録いただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時メールにてお送りします。

(2) 提出方法

持参または郵送して下さい。F A X 及び電子メールによる提出は受け付けません。

1) 応募書類を持参する場合

上記受付時間内にミューザ川崎セントラルタワー 16 F N E D O 総合案内にて、応募書類持参の旨お伝えいただき、案内に従って下さい。

2) 応募書類を郵送する場合

封筒に「戦略的省エネルギー技術革新プログラムに係る応募書類在中」と朱書きの上、郵送して下さい。尚、配達記録、書留等により受渡履歴及び配送過程が追跡出来る方法で送付することを推奨します。

提出先：

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番 ミューザ川崎セントラルタワー18F
独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
省エネルギー部 開発グループ

(3) 応募書類及び提案書等様式

各応募書類と様式を表1に示します。様式の指定がないものを除き、NEDOが定めた様式(NEDOのホームページに掲載)で作成して下さい。

表1 応募書類等 一覧

書類名		様式	提出部数
表紙		様式1	(正1部、副2部) × 提案者数
提案書要約版		様式2、様式3	正1部、副2部
提案書本文		様式4	正1部、副2部
主任研究者候補 研究経歴書		様式5	正1部、副2部
主要研究員候補 研究経歴書		様式6	正1部、副2部
応募書類等受理票		様式7	1部×提案者数
以下の電子データ ・提案書要約版 ・提案書本文		下記(4)の を参照	1部 (媒体はCD-R)
返送用 封筒	受理票返送用	角形2号 (A4判の用紙が入る大きさ) 各返送用封筒について宛名記載(返信用切手は不要)	1通または提案者数
	採択不採択結果返送用		1通または提案者数
会社経歴書等 ・会社の経歴 ・決算報告書(直近3年分) ・当該技術に関する事業部、研究所等の組織に関する説明書 ホームページ上に公開されている場合は、提出不要です。		<様式は問いません>	1式×提案者数
e-Rad用 応募内容提案書 (研究開発課題名、研究目的及び研究概要は、公表できる内容で記入すること。)		e-Rad上で作成し、ダウンロードしたpdfファイル	1部(全頁のプリントアウト)

(4) 応募書類作成における注意

全般的事項

- (ア) 提案書等様式 : 提案に際しては、必ず本公募要領による様式を使用して下さい。本様式以外で作成された提案書は認められません。また、余白の変更は行わないで下さい。
- (イ) 使用言語 : 日本語を使用して下さい。
- (ウ) 用紙 : A4判縦長(横書き)で記載して下さい。また、左綴じクリップ止めにして下さい。ホッチキス止めは行わないで下さい。
- (エ) 使用する字体(フォント) : 内容が判読し易い字体とし、大きさは10.5ポイントを基本として下さい。
- (オ) 印刷 : モノクロ片面印刷をして下さい。

表紙について（様式1）

- ・表紙に記載する代表者名は、提案者の所属する法人の代表者名、あるいは権限を委譲された代表者名として下さい。
- ・e-Radにおける所属研究機関のコード（10桁）を必ず記載して下さい。
- ・複数の法人による連名提案の場合は、提案者毎に表紙を作成して下さい。
- ・代表者、連絡先等に変更があった場合は速やかに事務局に連絡して下さい。

提案書要約版について（様式2、様式3）

- ・要約は提案書本文（様式4）の記述内容を転記・要約いただいて結構ですが、簡潔に分かりやすく記述して下さい。また、各1ページ以内で作成して下さい。

提案書本文について（様式4）

- ・必要に応じて図、表を差し挟んでいただいて結構ですが、提案書本文は図及び表を含めて必ず20ページ以内にまとめて下さい。21ページ目以降は審査の対象としません。
- ・ページ番号を下中央に印字して下さい。

主任研究者候補 研究経歴書について（様式5）

- ・1人1ページ以内で作成して下さい。また、提案者の法人に所属する主任研究者候補についてはe-Radの研究者番号（8桁）を必ず記載して下さい。

主要研究員候補 研究経歴書について（様式6）

- ・1人1ページ以内で作成して下さい。（e-Radの研究者番号（8桁）をお持ちの場合は記載して下さい。）
- ・主要研究員候補とは、各技術開発項目の責任者となる研究員のことです。但し、大学（国公立大学及び私立大学）、試験研究に関する業務を行う独立行政法人及び国または公設の試験研究機関の研究者は、当該事業の研究体制に入る予定の研究者全員（但し、補助員を除く。）の研究経歴書を作成、添付して下さい。

応募書類等受理票について（様式7）

- ・応募書類等の受理の確認とその連絡に使います。
- ・複数の法人による連名提案の場合は、提案者毎に応募書類等受理票を作成して下さい。

電子データ

- ・以下のデータをCD-Rに格納して下さい。

様式2、様式3

Microsoft® Office Excel (2007 まで)

様式4

Microsoft® Office Word (2007 まで)

2007より上位バージョンをご利用の場合は、97-2003互換形式で格納して下さい。

返送用封筒について

- ・返送用封筒（角形2号を2通）は応募書類等受理票と採択不採択結果の送付用に使います。
- ・複数の法人による連名提案で、提案者別に返送を希望される場合は、提案者数に相当

する封筒にそれぞれ返送先を記載の上、提出して下さい。

- ・郵便切手の提出、貼り付けは不要です。
- ・応募書類提出後に返送先(住所、担当者等)に変更が生じた場合は再提出して下さい。

(5) 応募書類の受理

- 1) 提案書を受け取った後に、応募書類等受理票を提案者に郵送します。
- 2) 応募の要件を満たさない場合、無効として書類を返却します。
- 3) 受付期間内に応募書類に不備を発見した場合には、受付期間内の修正を求めます。当該期間内に修正できない場合には、無効として書類を返却します。
- 4) 受付期間を過ぎて採択不採択決定通知までの間に、応募書類に不備を発見した場合には、原則、無効として書類を返却します。ただし、不備の程度が軽微であり、かつ、採択審査への影響が軽微であると判断できる場合には、この限りではありません。

(6) 公募説明会の実施

本事業の内容、応募に当たっての具体的な手続き、提出いただく書類の記載方法等の説明会を、仙台、東京、名古屋、大阪、福岡等において開催する予定です。詳細は、NEDOホームページにてご確認下さい。なお、応募に当たって公募説明会への出席は義務ではありません。

3. 審査について

3-1. 審査の過程

- 1) NEDO事務局による要件審査、外部有識者による提案書の書面審査、及び採択審査委員会の審査、並びにNEDOの契約・助成審査委員会の順で審査を行います。
- 2) 応募タイプD、E、Fの提案については、書面審査を通過した場合に、NEDO事務局より連絡します。採択審査委員会では提案内容を説明いただくと共に、委員からの質問に答えていただきます。尚、委員会でのプレゼンテーション資料は、指定の様式（NEDOホームページで掲載します）に準じて作成して下さい。ただし、審査委員会まで短期間ですので、前もって準備して下さい。
- 3) インキュベーション研究開発（応募タイプA、B、C）につきましては、プレゼンテーションを実施しません。
- 4) 提案内容に係る確認のために、説明または追加資料の提出を求めることがあります。
- 5) 審査は非公開です。
- 6) 公募締切後から採択不採択通知までの間、審査に係る問い合わせには一切応じません。

3-2. 審査の基準

下表の審査項目及び審査基準により審査を行います。

要件審査	
審査項目	審査内容
助成事業者としての適格性	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業者（1-3.事業内容（6）対象事業者の要件）にあてはまること。 ・助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。 ・助成事業に係る経理その他の事務についての確かな管理体制及び処理能力を有すること。
提案に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案の内容が本制度の目的等に合致していること。 ・算定されている国内の省エネルギー効果量が、各フェーズの省エネルギー効果量目標値を上回っていること。

提案内容（技術）審査	
審査項目	審査内容
省エネルギー効果	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー効果量の算出の考え方が妥当であるか。 ・国内外において高い省エネルギー効果量が期待できるか。
重要技術等との関連性	<ul style="list-style-type: none"> ・「省エネルギー技術戦略2011」に「重要技術」として設定された技術に関するものであるか。 ・「特定技術開発課題」として設定した技術に関するものであるか。
技術の独自性、優位性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案技術に独自性、優位性があるのか。 ・元となる研究開発の成果が明確に示されているか。 ・提案技術と競合技術の比較がなされ、国際的な優位性等も示されているのか。
目標値の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・達成目標は、事業計画に基づいて、適切かつ定量的に設定されているか。 ・課題解決のための着眼点や手法、またそのスケジュールが具体的かつ優れているか。
電力需給緩和（*）	<ul style="list-style-type: none"> ・電力需要のピークカット、ピークシフトに効果的なものであるか。

*あくまで加点的審査項目とします。

提案内容（事業化等）審査	
審査項目	審査内容
事業化シナリオの妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業化までの計画が明確であり、経済性分析等も行われているか。 ・市場ニーズ等を把握していると共に、事業化を見据えたユーザー評価等の計画を有しているか。 ・各開発フェーズで設けている事業化時期の目処の到達が期待できるか。
開発体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・技術開発から事業化までを見据え、期間内で技術開発成果等をあげることが出来る体制や、人員配置となっているか。 ・一提案につき、提案者が複数存在する場合、提案者の分担が明確になっているか。
経済的波及効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業化により高い新規市場創出効果が見込まれるか。 ・海外においても競争性を有する製品等の創出が見込まれるか。
社会的貢献度（*）	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地の復興に対しどの様な貢献が期待できるか。 ・構造改革特区制度の活用を予定しているなど、社会の構造改革や地域の活性化等への貢献が期待できるか。

*あくまで加点的審査項目とします。

3 - 3 . 審査結果の通知

採択された事業については、NEDOから提案者に採択審査結果通知を郵送します。不採択の場合も、評価結果を添えてその旨を通知します。

3 - 4 . 審査の日程

採択不採択決定及び通知までの概略のスケジュールは、以下の通りです。「3 - 1 . 審査の過程」に記載された方法によって審査を行い、公募の締切日から、70日以内に結果を提案者に対して通知します。なお、採択にあたって付帯条件がある場合は通知文に明記します。また、書面審査員及び採択審査委員会委員の氏名については、上記採択結果の公表時に併せて公表します。

平成 25 年(2013 年)

3 月 28 日(木) ……………公募締め切り

4 月上旬～4 月中旬(予定)…………要件審査並びに外部有識者による書面審査

4 月下旬(予定)…………採択審査委員会開催の日時及び場所の連絡

5 月上旬(予定)…………外部有識者による採択審査委員会

5 月下旬(予定)…………契約・助成審査委員会

5 月下旬(予定)…………採択不採択決定及び通知

3 - 5 . 情報の取扱い

(1) 秘密の保持

応募書類及び提出資料は、審査のみに使用します。取得した個人情報、原則として審査のみに使用します。但し、法令等により提供を求められた場合は、この限りではありません。

(2) e-Rad 情報の取扱い

e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

また、技術開発の期間中及び終了後において、文部科学省が管理運営する e-Rad を通じ、内閣府の作成する標記データベースに、各種の情報を提供することがあります。

4 . 採択された場合

4 - 1 . 助成金の交付申請及び交付決定

(1) 交付申請

採択が決定された場合には、速やかに交付申請書を提出して下さい。尚、採択決定に当たって条件が付された場合には、その条件に同意いただくことが必要です。

(2) 交付申請内容の制限

提案書に記載された内容を逸脱した交付申請（例えば、提案書に記載された技術開発費の年度毎の総額を超える申請、及び提案書に記載された実施体制を変更する申請等）は、原則として認められません。但し、採択決定に当たっての条件として付された場合、または単純な記載ミスの場合には、この限りではありません。

(3) 交付決定

NEDO は交付申請内容を審査して、妥当と判断した場合には、交付決定を行います。その際、交付決定の条件を付しますので、その条件に従っていただくことが必要です。交付決定日より、技術開発費助成の対象となります。

4 - 2 . 技術開発の実施

(1) 禁止事項及び不正防止

本事業は、「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定）や、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成 17 年 9 月 9 日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）等に基づき、禁止事項及び不正防止策を定めています。詳細は＜添付資料 6＞を参照下さい。

(2) 技術開発進捗のためのサポート

NEDO は、必要に応じて外部有識者等で構成する委員会を設置して、技術開発の進捗に必要な助言等を行う予定です。委員会への出席・報告等の協力を求めます。

(3) 次のフェーズに進むための評価

複数のフェーズの組合せで採択された場合は、次のフェーズに進むに際して評価を受けていただき、評価結果に基づいて、次のフェーズに進むか中止かを NEDO が決定します。また、3 年事業を行う場合は、2 年目終了前に中間評価を行い、継続か中止かを判断します。

- ・ステージゲート審査：現フェーズ終了時点
- ・中間評価：3 年事業の 2 年目終了前

(4) 国民との科学・技術対話

研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）に関する経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出して下さい。本活動に係る支出の可否の判断については、研究活動自体への影響等も勘案して行います。尚、本事業以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げません。また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告して下さい。

本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

- ・「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/sonota.html>

- ・「国民との科学・技術対話」に係る費用（アウトリーチ活動費）

総合科学技術会議にて取りまとめられた「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）に基づいて行う委託業務に係る講演、成果展示、情報発信等に係る経費

- ①パネル作成料、展示会出展料、セミナーに係る会場費、本活動に係る費用等を計上することができます。なお、アウトリーチ活動費は、経費の内容に応じて該当する費目（消耗品、旅費、借料等）にそれぞれ計上して下さい。

助成業務以外の内容が含まれる場合は、講演時間の展示内容等を勘案して合理的に按分して計上して下さい。（この場合、算出根拠を明確にして下さい。）

- ③NEDOが行う広報活動との連携の可能性もあるため、実施計画書への記載に加えて出展、プレスリリース等を行うことが決まった時点で必ずNEDOに連絡して下さい。

(5) 成果公表に当たっての条件

本事業の成果を第三者に公表（新聞、雑誌、学術論文等を含みます）する場合は、「戦略的省エネルギー技術革新プログラム」の一つとして、NEDOの助成事業による成果である旨を明記していただきます。

4 - 3 . 技術開発の終了後

(1) 技術開発成果の報告

事業全体が終了した際には、事業全体の期間にわたる実績報告書を提出していただきます。複数の開発フェーズに渡る場合には、開発フェーズの終了毎に実績報告書を提出していただきます。

(2) 事後評価

技術開発終了後、事後評価を行う予定です。事後評価に協力いただきます。

(3) 資産の取扱い

取得した資産は、助成先に所有権があります。但し、助成金執行の適正化の観点から、処分制限に該当する資産について、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供しようとする場合には、あらかじめNEDOの承認が必要です。

(4) 調査への協力

技術開発終了後、特許等の成果のフォローアップ調査を10年間行う予定ですので、御協力をお願いする場合があります。

技術開発終了後、本技術開発成果についての追跡調査・評価に御協力頂く場合があります。追跡調査・評価については、<添付資料7>をご覧ください。

5. 問い合わせ

本件に関する質問等に関しては説明会でも受け付けますが、それ以降の問い合わせに関しては、公募締め切り前日の3月27日(水)17時まで、下記宛電子メールで受け付けます(日本語のみ)。また、希望者に対しては、面談も受け付けます。

ただし、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられませんので予め御承知願います。

○お問い合わせ先、面談お申し込み先：

省エネルギー部 「戦略的省エネルギー技術革新プログラム」事務局

電子メールアドレス： shouene@ml.nedo.go.jp

e-Rad の操作方法に関しては、下記 e-Rad ヘルプデスクへお問い合わせ下さい。

<e-Rad ヘルプデスク： Tel:0120-066-877 9:00~18:00 (平日)>

「重要技術」一覧

産業部門		
重要技術課題	内容	具体的関連技術など
(1) 製造プロセスにおけるエクセルギー損失最小化	様々な製造プロセス内で使用されているエネルギーの利用形態をエネルギーの利活用という面から見直し、エネルギー損失の最小化を目指すもの	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ型製造プロセス ・革新的製鉄プロセス ・産業用ヒートポンプ ・高効率火力発電
(2) 製造プロセスにおける省エネ促進システム化	技術の組み合わせや新たな切り口による仕組み等（蓄熱や熱輸送を用いた熱活用の柔軟化等）により、大きな省エネを促進すると期待されるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・産業間エネルギーネットワーク ・レーザー加工プロセス
(3) 製品ライフサイクル全体を考慮した省エネプロダクト加速化	その製造プロセス自身では大幅な省エネは期待できないが、製品使用段階における省エネ効果が極めて高い省エネ製品の開発を生み出すことで省エネに寄与するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・セラミックス製造技術 ・炭素繊維・複合材料製造技術

家庭・業務部門		
重要技術課題	内容	具体的関連技術など
(1) ネット・ゼロ・エネルギー・ビル/ハウスの実現	住宅・建築物の躯体・設備の省エネ性能の向上及び負荷制御や統合制御等を総合的に行うことにより、建築物等のエネルギー消費量を正味でほぼ0に近づけるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・高断熱・高气密技術、パッシブ技術 ・高効率給湯技術 ・高効率空調技術 ・高効率照明技術
(2) 省エネ型情報機器・システムの進展への寄与	IT機器の利用等により増大する消費電力量を削減するため、個別のデバイスや機器の省エネを進展させるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ型情報機器 ・省エネ型次世代ネットワーク通信 ・待機時消費電力削減技術
(3) 快適・省エネヒューマンファクターの活用	個人により異なる快適性や嗜好性を尊重しつつ、これらを巧みに活用・応用することによって省エネを進展させるもの	
(4) 定置用燃料電池の性能向上	発電効率の向上や熱の利用技術の進展により、一次エネルギー消費をさらに大幅に削減することができるもの	

運輸部門		
重要技術課題	内容	具体的関連技術など
(1) 次世代自動車の実現	電気自動車など、従来の自動車から大幅に燃費改善が可能な自動車に資するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・プラグインハイブリッド自動車 ・燃料電池自動車

(2) I T S の活用	情報通信技術や制御技術を活用して、人、物及びそれらをつなぐ交通システム全てに係る流れの最適化を図ると同時に、事故や渋滞の解消、省エネや環境との共存を図ることを目指すもの	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ走行支援技術 ・TDM（交通需要マネジメント技術） ・交通制御、管理技術 ・交通情報提供、管理情報技術 ・交通流緩和技術
(3) インテリジェント物流システムの構築への寄与	ドアからドアの間の輸送、保管、荷役などそれぞれの過程の荷物情報と、輸送機関等の情報などを通信技術により総合的に連携・制御することで省エネ及び物流の効率化を図るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・荷物情報と輸送機関等の情報のマッチング技術、 ・荷物のトレーサビリティ技術 ・環境パフォーマンス測定技術

部門横断		
重要技術課題	内容	具体的関連技術など
(1) 次世代型ヒートポンプシステムの実現	ヒートポンプ（HP）に関わるシステム化技術や革新的要素技術の開発により、高効率化・低炭化と温室効果ガス排出量削減とを実現するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・システム化技術（未利用熱利用技術、高効率熱回収・蓄熱技術、低負荷域効率化技術等） ・革新的要素技術（高効率冷凍サイクル、新規冷媒の開発、高性能熱交換器、高効率圧縮機等の技術開発）
(2) パワーエレクトロニクスの高効率化	IT化による飛躍的なエネルギー消費の伸びに対応し、あらゆる分野で使用される電子機器等に備わる電源の高効率化を図るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ワイドギャップ半導体 ・高効率インバータ
(3) 熱・電力の次世代ネットワークの構築への寄与	熱の有効利用を図る熱ネットワークや地域内のエネルギー利用最適化を図る次世代エネルギーマネジメントシステム、再生可能エネルギー導入を支える次世代送配電網等の総合的省エネを図るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代エネルギーマネジメントシステム ・次世代送配電、地域熱ネットワーク ・コージェネ ・産業用燃料電池（SOFC） ・熱輸送システム、蓄熱システム

「特定技術開発課題」一覧

1. 次世代型ヒートポンプ		
大項目	No.	課題と目標および技術開発に係る条件
産業用	1-1	工場に於けるボイラ代替として、排熱を利用した高温ヒートポンプ、または高温蒸気等と冷熱を同時に取り出す高温ヒートポンプを開発し、現状のエネルギー消費量に対し概ね 30%以上の省エネ効果を実現可能なシステムを 2017 年を目処に製品化する。 (条件)なお、上記開発はユーザー(工場など)と連携して実施することが望ましい。また、省エネ効果量をその効果が得られる条件を明確にして現行システムと比較して示すこと。
業務用建物 空調用(工場も 含む)および給 湯用	1-2	
業務用建物 空調用(工場も 含む)	1-3	低負荷時効率の改善により、年間運用での実エネルギー消費を概ね 30%以上低減可能なシステムを 2017 年を目処に製品化する。 (条件)なお、上記開発はユーザーと連携して実施することが望ましい。また、省エネ効果量をその効果が得られる条件を明確にして現行システムと比較して示すこと。
カーエアコン用	1-4	電気自動車(ハイブリット電気自動車等も含む)において、COP が概ね 4 以上を実現可能な暖房等の空調用ヒートポンプを 2017 年を目処に製品化する。 (条件)なお、目標 COP を得る条件を示すこと。また、省エネ効果量をその効果が得られる条件を明確にして現行性能と比較して示すこと。
家庭・業務 給湯用	1-5	現状最高レベル比で概ね 10%以上の効率向上を実現可能な家庭・業務給湯用ヒートポンプを 2017 年を目処に製品化する。 (条件)なお、業務用においては上記開発はユーザーと連携して実施することが望ましい。また、省エネ効果量をその効果が得られる条件を明確にして現行システムと比較して示すこと。

2. ZEB・ZEH		
大項目	No.	課題と目標および技術開発に係る条件
外皮性能・建材	2-1	
	2-2	業務部門の建築物において、PAL 値(年間熱負荷係数)が平成 11 年度省エネ基準に対し概ね 50%減以下を実現可能な高機能壁システムを、2017 年を目処に製品化する。 (条件)なお、壁材としての基本性能を示す場合は、熱伝導率(W/m・K)または熱貫流率(W/m ² ・K)を用いて、測定条件を明確にして現行品との比較データを示すこと。また、PAL 値に影響する窓システムなどの他の設定条件を明確にすること。
	2-3	住宅において、壁システムなどの熱性能とのバランスを考慮して、Q 値(熱損失係数)が概ね 0.5W/m ² ・K 以下を実現可能な高機能窓システムを、2017 年を目処に製品化する。 (条件)なお、開放時の性能や自然換気・自然採光などの活用を考慮すること。また、窓材としての基本性能を示す場合は、熱貫流率(W/m ² ・K)、可視光透過率(%)、遮蔽係数(S・C 値)などの値を、測定条件を明確にして現行品と比較して示すこと。また、Q 値に影

		響する壁システムなどの他の設定条件を明確にすること。
	2-4	業務部門の建築物において、壁システムなどの熱性能とのバランスを考慮して、PAL 値（年間熱負荷係数）が平成 11 年度省エネ基準に対し概ね 50%減以下を実現可能な高機能窓システムを、2017 年を目処に製品化する。 （条件）なお、開放時の性能や自然換気・自然採光などの活用を考慮することが望ましい。また、窓材としての基本性能を示す場合は、熱貫流率（W/m ² ・K）、可視光透過率（%）、遮蔽係数（S・C 値）などの値を、測定条件を明確にして現行品と比較して示すこと。また、PAL 値に影響する壁システムなどの他の設定条件を明確にすること。
照明	2-5	現状普及品最高性能（LED 照明）に対して、電源等も含めた器具全体のエネルギー消費効率（lm/W）が概ね 30%以上向上した照明システムを、2017 年を目処に製品化する。 （条件）なお、調光や色温度を調整する技術、電源等の発熱を有効に処理する技術、多様な配光および全光束を提供するシステム化技術などが考慮されることが望ましい。
外皮性能・建材、照明	2-6	
	2-7	壁システム、窓システム、LED 照明、有機 EL 照明等において、設計・施工法を改善することで、コストが概ね 1/2 以下を実現可能なものを、2017 年を目処に開発する。 （条件）なお、製品は現行普及品最高性能と同等の性能を確保すること。
冷暖房・空調	2-8	業務部門の建築物において、現行普及品最高性能と同等レベルの基本性能を有し、かつ待機時消費電力量が現行普及品に対し概ね 80%減の空調機器を、2017 年を目処に製品化する。
	2-9	
給湯	2-10	業務部門の建築物において、現行普及品最高性能と同等レベルの基本性能を有し、かつ待機時消費電力量あるいは貯湯時の熱損失が現行普及品に対し概ね 80%減の給湯機器を、2017 年を目処に製品化する。
	2-11	現行普及品最高性能と同等レベルの基本性能を有し、かつ未利用エネルギーの活用によって給湯エネルギー消費量を概ね 1/3 以下にし得る給湯機器を、2017 年を目処に製品化する。
換気、照明	2-12	
設計・計画、昇降機、エネルギーマネジメント	2-13	住宅において、上記の要素技術の組み合わせや、未利用エネルギーの活用により、年間を通じた空調・給湯・照明の一次エネルギー量（用途毎の提案も可）を概ね 80%以上低減するシステムを、2017 年を目処に開発する。 （条件）なお、上記「80%」には太陽光発電などによる発電は原則含まない。
	2-14	業務部門の建築物において、上記の要素技術の組み合わせや、未利用エネルギーの活用により、年間を通じた空調・給湯・照明・昇降機の一次エネルギー量（用途毎の提案も可）を概ね 60%以上低減するシステムを、2017 年を目処に開発する。 （条件）なお、上記「60%」には太陽光発電などによる発電は原則含まない。

3 . パワーエレクトロニクス		
大項目	No.	課題と目標および技術開発に係る条件
グリーン IT パワーエレクトロニクス分野	3-1	多様な機能を有する事務機器、携帯端末などに搭載された電源システム効率の損失分を、従来の電源システムに比べ、概ね 30%以上改善した製品を 2017 年を目途に開発する。

民生用パワーエレクトロニクス分野	3-2	モーター駆動装置において、現状と同等以上の効率を確保しながら、小型化（パワー密度（W/cm ³ ）として約2倍が目安）した製品を、2017年目途に開発する。 （条件）なお、開発品の普及による省エネルギー効果量および普及見込みの根拠を明示すること。
	3-3	民生用電力変換器（ ）において、現状と同等以下の容積を確保しながら、電力変換効率の損失分を概ね30%以上改善した製品を、2017年目途に開発する。 民生用とは、使用電圧領域で概ね400V以下とする。
社会インフラ型パワーエレクトロニクス分野	3-4	

4．熱・電力の次世代ネットワーク（コージェネ）		
大項目	No.	課題と目標および技術開発に係る条件
ガスエンジン、ディーゼルエンジン	4-1	
ガスエンジン	4-2	コージェネレーション用ガスエンジンにおいて、エンジンの熱効率向上（過給制御、可変機構採用等）などにより、定格での発電端効率は現行より悪化させないで、50%負荷での発電端効率を現行の10%程度アップ（1次エネルギー消費量を10%程度削減）する製品を2017年を目処に商品化し、部分負荷での効率アップにより導入可能箇所を拡大する。 （条件）なお、技術開発の対象とするガスエンジンの発電出力を示し、定格および50%負荷での発電端効率を現行品と比較して明示すること。（同一燃料で、同一排気規制レベル）
	4-3	コージェネレーション用ガスエンジンにおいて、自立運用グリッドで自然エネルギー発電装置の出力変動を補完するため、負荷変動への追従性能向上を図り、負荷変動率（%/minまたは%/sec）が現行機器の2倍となる製品を2017年を目処に商品化する。 （条件）なお、技術開発の対象とするガスエンジンの出力およびコージェネレーション導入拡大数を示し、コージェネレーション導入前との比較データを明示すること。
	4-4	コージェネレーション用ガスエンジンにおいて、点火装置（レーザー点火、デュアルフェューエル点火等）、熱交換器または周辺機器等の長寿命化した製品を開発し、2017年を目処に8000時間以上の連続運転を可能にする。これにより、ガスタービンコージェネレーションの置き換えを図り、高効率のガスエンジンコージェネレーションシステムの普及拡大を目指す。 （条件）なお、技術開発の対象とするガスエンジンの出力を示し、ガスタービンコージェネレーションと比較して発電効率および総合効率を明示すること。

本公募では、課題 No.1-2、2-1、2-6、2-9、2-12、3-4、4-1 については、特定技術開発課題として設定しておりません。

「助成事業」の主な項目のポイント

項目	助成事業（本プログラム）
実施主体	助成事業者 （助成先が主体的に取り組む技術開発事業を、機構として支援するため、その事業費の一部を負担する）
消費税	対象外経費 （税法上は、不課税取引として課税売上計上しない）
研究資産の帰属	助成事業者 （但し、処分の制限期間がある）
事業成果の帰属	助成事業者
研究開発体制の名称	N E D O 助成先 （ 委託先 ） （ 共同研究先 ）
事業内容の変更による事務手続き	「 主要な内容の変更 」の場合 計画変更承認申請書の提出、N E D O の承認 「 軽微な変更 」の場合 計画変更届出書の提出
複数年度契約期間延長手続き	計画変更承認申請書の提出、N E D O の承認
資産登録	年度末に N E D O に報告
機構の支払額	対象とする経費実績額 × 助成率
収益納付	あり （助成事業の完了年度の翌年度以降、5 年間は納付）
企業化状況報告書	あり （助成事業終了年度の翌年度以降、5 年間は提出）

<添付資料4>

省エネルギー効果量の計算方法と算出例

必要な省エネルギー効果量は、必ず下記の2つの指標に基づいて計算して下さい。

$$20XX年時点の省エネルギー効果量 = \text{指標A} \times \text{指標B}$$

指標A：単位当たりの省エネルギー効果量

当該技術開発による成果物1つ当たりのエネルギー削減量です。

指標B：20XX年時点の市場導入(普及)量

適用可能な対象市場自体の大きさに対する市場占有率から算出して下さい。

省エネルギー効果量算定にあたっての注意

- ・省エネルギー効果量は、必ず原油に換算(単位はkL/年)して表記して下さい。
- ・計算の過程でエネルギー源を熱量に換算する場合は、(別表1) エネルギー源別標準発熱量のうち2005年度標準発熱量を使用して下さい。特に、機器の消費電力を換算する際、誤って電力発電端投入熱量(8.81MJ/kWh)を使用する提案が多数あります。送電時の損失等を加味した受電端電力熱量(9.63MJ/kWh)の使用が正解ですので、御注意願います。
- ・省エネルギーとは、使用する総エネルギーの合理化ですので、省エネルギー効果量算定にあたり、非化石エネルギーへの置き換え等は考慮外となりますので、御注意願います。
- ・計算に用いる数字を設定する際は、客観的なデータを基に使用して下さい。また、対象市場の規模や占有率の予測は、必ず根拠と併せて示して下さい。

計算例(2030年時点)

家庭用のヒートポンプ式給湯器の技術開発を提案する場合の算出方法を示します。

「Cool Earth-エネルギー革新技术計画」に掲げられている21の革新技术の中には「超高効率ヒートポンプ」があり、その技術開発ロードマップにおいて2030年での目標COPが現状(COP=5.0とする)の1.5倍と記載されています。

これらの数値を踏まえ、開発機器の目標COPを次のように設定しました。

○提案する家庭用小型ヒートポンプ給湯器COPの目標値：

$$8.0 @ 2030年 (5.0 \times 1.5 @ 2030年 = 7.5 < 8.0)$$

○従来のガス給湯器のエネルギー効率：0.80 … (1)

○年間給湯負荷：18000MJ/年・台 … (2)

○その他の定数等

・受電端電力熱量 9.63 MJ/kWh … (3)

・電力消費時発生熱量 3.60 MJ/kWh … (4)

・原油の熱量換算量 38.2 MJ/L (=38.2×10³ MJ/kL) … (5)

2030年の市場規模(ストック)：1430万台 … (6)

○当社のシェア：2030年まで現在の20%を維持できると仮定 … (7)

※：エネルギー源別標準発熱量(別表1)より。

：京都議定書目標達成計画及び「長期エネルギー需給見通し」(平成20年5月、総合資源エネルギー調査会需給部会)

を参考に推定しました。

1) 指標 A

まず、開発器一台あたりの稼動に必要な一次エネルギーを算出する。

(3)と(4)より、

$$\begin{aligned}(2) \div (4) \div \text{COP 値} \times (3) &= 18000 \div 3.6 \div 8.0 \times 9.63 \\ &= 6.2 \times 10^3 \text{ MJ/年} \cdot \text{台} \quad \dots (8)\end{aligned}$$

一方、従来のガス給湯器一台あたりの稼動に必要な一次エネルギーは、

(1)と(2)より、

$$(2) \div (1) = 18000 \div 0.80 = 22.5 \times 10^3 \text{ MJ/年} \cdot \text{台} \quad \dots (9)$$

よって、開発器一台あたりの年間の省エネルギー量は、

$$(9) - (8) = 22.5 \times 10^3 - 6.2 \times 10^3 = 16.3 \times 10^3 \text{ MJ/年} \cdot \text{台} \quad \dots (10)$$

(10)を原油量に換算すると、

$$(10) \div (5) = (16.3 \times 10^3) \div (38.2 \times 10^3) = 0.43 \text{ kL/年} \cdot \text{台} \quad \dots (11)$$

2) 指標 B

2030年における当該開発器の規模は、(6)～(7)を用いて、

$$(6) \times (7) = 1430 \text{ 万} \times 20.0\% = 290 \text{ 万台} \quad \dots (12)$$

3) 省エネルギー効果量

以上の指標A、指標Bの計算結果から、

$$(11) \times (12) = 0.43 \times 290 \text{ 万} = 124.7 \text{ 万 kL/年}$$

(別表1) エネルギー源別標準発熱量(出典:「2005年度以降適用する標準発熱量の検討結果と改訂値について」、経済産業省資源エネルギー庁、平成19年5月)

[エネルギー源別標準発熱量一覧表(総発熱量) / 本表]

エネルギー源	固有単位	2005年度標準発熱量	2000年度標準発熱量	備考
[石 炭]				
(*印は変更された値)				
石 炭	kg			
輸入原料炭	kg	29.0 MJ	28.9 MJ	* 湿炭・有灰
コークス用原料炭	kg	29.1 MJ	29.1 MJ	湿炭・有灰
吹込用原料炭	kg	28.2 MJ	28.2 MJ	湿炭・有灰
輸入一般炭	kg	25.7 MJ	26.6 MJ	* 湿炭・有灰
輸入無煙炭	kg	26.9 MJ	27.2 MJ	* 湿炭・有灰
石炭製品				
コークス	kg	29.4 MJ	30.1 MJ	* 湿分・灰分含
コークス炉ガス	m ³ -N	21.1 MJ	21.1 MJ	N: 0°C1気圧
高炉ガス	m ³ -N	3.41 MJ	3.41 MJ	N: 0°C1気圧
転炉ガス	m ³ -N	8.41 MJ	8.41 MJ	N: 0°C1気圧
[石 油]				
原 油				
原 油	l	38.2 MJ	38.2 MJ	
NGL・コンデンセート	l	35.3 MJ	35.3 MJ	
石油製品				
LPG	kg	50.8 MJ	50.2 MJ	*
ナフサ	l	33.6 MJ	34.1 MJ	*
ガソリン	l	34.6 MJ	34.6 MJ	
ジェット燃料油	l	36.7 MJ	36.7 MJ	
灯 油	l	36.7 MJ	36.7 MJ	
軽 油	l	37.7 MJ	38.2 MJ	*
A重油	l	39.1 MJ	39.1 MJ	
C重油	l	41.9 MJ	41.7 MJ	*
潤滑油	l	40.2 MJ	40.2 MJ	
他重質石油製品	kg	40.9 MJ	42.3 MJ	*
オイルコークス	kg	29.9 MJ	35.6 MJ	* 湿分・灰分含
製油所ガス	m ³ -N	44.9 MJ	44.9 MJ	N: 0°C1気圧
[天然ガス・都市ガス]				
可燃性天然ガス				
輸入天然ガス(LNG)	kg	54.6 MJ	54.5 MJ	*
国産天然ガス	m ³ -N	43.5 MJ	40.9 MJ	* N: 0°C1気圧
都市ガス				
都市ガス	m ³ -N	44.8 MJ	41.1 MJ	* N: 0°C1気圧
[電力・熱]				
電力消費時発生熱量	kWh	3.60 MJ	3.60 MJ	定義値
電力発電端投入熱量	kWh	8.81 MJ	9.00 MJ	* 一次換算熱量
蒸気消費時発生熱量	kg	2.68 MJ	2.68 MJ	100°C1気圧飽和乾蒸気

[注] 機器の消費電力を熱量換算する場合は、次ページの受電端電力熱量を使用して下さい。

[エネルギー源別標準発熱量一覧表(総発熱量) / 参考値表]

エネルギー源	固有単位	2005年度標準発熱量	2000年度標準発熱量	備考
(*印は変更された値)				
[石炭・石炭製品]				
発電用輸入一般炭	kg	25.7 MJ	(新設)	* 湿炭・有灰
国産一般炭	kg	22.5 MJ	22.5 MJ	湿炭・有灰
坑内堀国産一般炭	kg	23.2 MJ	23.2 MJ	湿炭・有灰
露天堀国産一般炭	kg	18.7 MJ	18.7 MJ	湿炭・有灰
亜炭	kg	17.2 MJ	17.2 MJ	湿炭・有灰
練豆炭	kg	23.9 MJ	23.9 MJ	湿分・灰分含
COM	kg	36.2 MJ	36.2 MJ	湿分・灰分含
CWM	kg	20.9 MJ	20.9 MJ	湿分・灰分含
コールタール	kg	37.3 MJ	37.3 MJ	
発電用高炉ガス	m ³ -N	3.69 MJ	(新設)	* N: 0°C1気圧
[原油・石油製品]				
発電用原油	l	39.4 MJ	39.4 MJ	
瀝青質混合物	kg	30.0 MJ	29.8 MJ	*
純プロパンガス	kg	51.2 MJ	51.2 MJ	純プロパン理論値
プレミアムガソリン	l	35.1 MJ	35.1 MJ	
レギュラーガソリン	l	34.5 MJ	34.5 MJ	
B重油	l	40.4 MJ	40.4 MJ	
発電用C重油	l	41.2 MJ	41.2 MJ	
アスファルト	kg	40.9 MJ	41.9 MJ	*
[天然ガス・都市ガス]				
炭鉱ガス	m ³ -N	16.7 MJ	16.7 MJ	N: 0°C1気圧
都市ガス 4A~7C供給	m ³ -N	20.1 MJ	20.4 MJ	* N: 0°C1気圧
都市ガス 12A・13A供給	m ³ -N	45.6 MJ	45.9 MJ	* N: 0°C1気圧
都市ガス LPG直接供給	m ³ -N	100.5 MJ	100.5 MJ	N: 0°C1気圧
[電力・熱]				
受電端電力熱量	kWh	9.63 MJ	9.91 MJ	* 総合損8.6%
[再生可能・未活用エネルギー]				
(自然エネルギー)				
固体バイオマス燃料	kg	15.0 MJ	(新設)	* 湿分・灰分含
液体バイオマス燃料	l	23.9 MJ	(新設)	* 純エタノール理論値
(未活用エネルギー)				
黒液	kg	13.2 MJ	12.6 MJ	* 絶乾kg
廃材	kg	16.3 MJ	16.7 MJ	* 絶乾kg
廃タイヤ	kg	33.2 MJ	20.9 MJ	* 灰分含
廃プラスチック(含RPF)	kg	29.3 MJ	29.3 MJ	湿分・灰分含
RDF	kg	18.0 MJ	18.0 MJ	湿分・灰分含
廃棄物ガス	m ³ -N	23.4 MJ	23.4 MJ	N: 0°C1気圧

<添付資料 5 >

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) を利用した応募手続きの流れについて

e-Rad ポータルサイトにおいてシステム利用規約を確認の上、下記マニュアルを参照し応募手続きをして下さい。

e-Rad 研究機関向け操作マニュアル <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/manual/index.html>

e-Rad 研究者向け操作マニュアル <http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html>

1. 提案者毎に所属研究機関を登録

各所属研究機関で1名、事務代表者を決め、e-Rad ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を（事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請を併せて）郵送にて行います。登録手続きに日数を要する場合がありますので、**2週間以上の余裕を持って登録手続きをして下さい。**

参照URL：<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>
<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/system/index.html>

システム運用担当から所属研究機関通知書（事務代表者のシステムログイン ID、初期パスワード）、電子証明書が届きます。作業用 PC に電子証明書をインポートし、通知書に記載されたログイン ID、初期パスワードを入力してログインします。

参照マニュアル：研究機関事務代表者向けマニュアル第 1.01 版



2. 研究代表者(主任研究者)情報の登録 (所属研究機関毎に実施)

e-Rad 上で、部局情報、事務分担者（設ける場合）、研究代表者（各研究機関で代表となる研究者）を登録し、研究代表者用 ID（ログイン用 ID と登録用 ID があります）、パスワードを発行させます。

参照マニュアル：研究機関事務代表者向けマニュアル第 1.01 版



3. 応募基本情報の入力と申請 (技術開発責任者が実施)

e-Rad 上で応募基本情報を入力し、「応募情報登録確認」画面で確認を行います。また提案書プレビューボタンで応募内容提案書 PDF を生成し、全ページ分を印刷して下さい。内容に誤りの無いことを確認した上で「実行」ボタンを押し応募基本情報の申請をします。

参照マニュアル：研究者向けマニュアル第 1.00 版

禁止事項及び不正防止について

1. 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除

- (1) 本事業の申請者、研究者において、「不合理な重複」(注1)、または「過度の集中」(注2)が認められる場合には、採択を行わないことがあります。また、それらが採択後に判明した場合には、採択取り消しまたは減額することがあります。

注1:「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題(競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

注2:「過度の集中」とは、同一の研究者または研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

- (2) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除の方法

NEDOは、競争的資金の不合理な重複・過度の集中を排除するため、必要な範囲内で、応募内容の一部を、e-Rad等を通じて、他府省を含む他の競争的資金担当課(独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。)に情報提供します。予めご了承下さい。

なお、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消しまたは減額配分とすることがあります。

2. 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。)については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1)及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2)に基づき、当機構は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。あわせて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行って下さい。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認

められた場合、以下の措置を講じます。

(※1) 「不正使用等指針」についてはこちらをご参照下さい：経済産業省ホームページ
http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijyutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-hotline.htm

(※2) 「補助金停止等機構達」についてはこちらをご覧下さい：NEDOホームページ
<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html>

(1) 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

当該研究費について、不正の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。

不正使用等を行った事業者等に対し、当機構との契約締結や補助金等の交付を停止します。

(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大6年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)

不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、NEDOの事業への応募を制限します。

(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1～5年間の応募を制限します。また、私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。)

府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも①～③の措置を講じることがあります。

不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。

(2) 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の補助に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにして下さい。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

3. 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3)及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO

策定。以下「研究不正機構達」という。※4)に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

(※3) 研究不正指針についてはこちらをご参照下さい。：経済産業省ホームページ

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/
kenkyu-hotline.htm](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-hotline.htm)

(※4) 研究不正機構達についてはこちらをご参照下さい。：NEDOホームページ

<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html>

(1) 本事業において不正行為があると認められた場合

①当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。

②不正行為に関与した者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。

(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間)

③不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。

(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間)

府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記③により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

(2) 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者(当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。)については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めて下さい。

4. NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 検査・業務管理部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー16F

電話番号 : 044-520-5131

FAX番号 : 044-520-5133

電子メール : helpdesk-2@nedo.go.jp

ホームページ : <http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html>

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分です。)

追跡調査・評価の概要

本資料は、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程の協力事項に記載されており、追跡評価並びに、それに先立って実施する追跡調査の概要を説明したものです。

追跡調査・評価に関する御質問は、下記までお願い致します。

追跡調査・評価に関する問合せ先	
独立行政法人	
新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）	
評価部	TEL：044-520-5160
	FAX：044-520-5162

なお、特許等の取得状況及び事業化状況調査（バイドールフォローアップ調査）に関する御質問は、下記までお願い致します。

バイドールフォローアップ調査に関する問合せ先	
独立行政法人	
新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）	
技術開発推進部	TEL：044-520-5179
	FAX：044-520-5178

追跡調査・評価の進め方

プロジェクト終了翌年 事前準備調査	調査・評価を開始する際の必要事項の調査 1) プロジェクト終了後に目指す目標段階及びスケジュール (研究、技術開発、製品化、上市段階) 2) プロジェクト期間中の状況
-----------------------------	---



簡易追跡調査 (現状の把握)	プロジェクト終了後の進捗状況の調査		
	期間・頻度	方法	調査内容
	プロジェクト終了後 1,3,5年後の状況を その翌年度に調査	調査票	<ul style="list-style-type: none"> ・現状段階の確認 ・成果の活用状況等



詳細追跡調査 (原因の把握)	事前準備調査の結果、「研究を継続しなかった企業」、簡易追跡調査の結果、「上市・製品化に至った企業」、「中断・中止した企業」を対象に、より詳細な調査	
	方法	調査内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・調査票 ・ヒアリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会・経済への裨益 ・上市・製品化、中断・中止の要因等

※企業のみ対象



追跡評価 (効果・改善点の把握)	プロジェクトの効果や改善点の評価 (チェック&アクション)	
	方法	観点
	<ul style="list-style-type: none"> ・NEDOの自己評価 ・研究評価委員会における評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民への説明責任 ・運営管理の見直し ・技術開発戦略への反映 ・研究評価委員会における評価

【実施のポイント】

- ① NEDOから資金を得てプロジェクトに参加した委託先、再委託先等の全ての企業が対象。また、中心的役割を果たした大学、独法等も対象。
- ② プロジェクト終了後、原則5年後までの状況を、隔年で調査。プロジェクト成果に基づく当該機関の継続事業を追跡。
- ③ 調査・評価結果は、説明責任の履行、マネジメント改善、成果普及の促進に活用。

「追跡調査・評価」に関する補足事項

Q. 追跡調査・評価とは何ですか

A. NEDOプロジェクトに参加された実施者の皆様のプロジェクト終了後の取組状況を調査して、NEDOプロジェクトの社会への貢献度を把握したり、NEDOのマネジメント改善に活かしたりするものです。

実施者の皆様が終了後に進めた事業をNEDOが評価するものではありません。

実施者の皆様とは、助成先、委託先、共同研究先、研究組合や集中研等を構成していた企業等です。

Q. どのプロジェクトが対象なのですか

A. 研究開発プロジェクトが対象で、国際協力事業や導入普及事業は除きます。

Q. 何のためにやるのですか

A. NEDOプロジェクトは国民の税金で賄われていますので、成果が世の中に貢献しているかどうかを一般の方にも知ってもらう必要があります。また、プロジェクトの運営管理や技術開発戦略への反映材料を得るために行います。

Q. 実施者の企業等は何をすれば良いのですか

A. プロジェクト終了時に、追跡調査の御担当者をお教え願います。

プロジェクト終了後1、2、4、6年目に追跡調査担当者あてに調査票をお送りしますので、御回答願います。

また、製品化を達成した場合や事業を中断した場合には、その状況を教えていただくための詳細追跡調査やヒアリング調査（一部の企業等）にも御協力願います。

必要に応じて、追跡評価にも御協力をお願いする場合がございます。